

電子委任状の普及の促進に関する法律案新旧対照条文

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

| | | 改 正 案 | 現 行 |
|-----|----------------------|---|---|
| (一) | 電気通信事業法（昭和五十 登録件数 | 別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第 九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三 十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の 五関係） | 別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第 九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三 十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の 五関係） |
| | 一件につき | 登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項 |
| | | 課税標準 | 課税標準 |
| | | 税率 | 税率 |
| | | 一～五十の三（略） | 一～五十の三（同上） |
| | | 五十 一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係 る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機 関の登録 | 五十 一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係 る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機 関の登録 |
| | | （注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九 年法律第 号）第十条第一項又は第二項（電気通 信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録 又は変更登録を受けたものとみなされる場合における 同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規 定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第 八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委 任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登 録とみなす。 | （注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九 年法律第 号）第十条第一項又は第二項（電気通 信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録 又は変更登録を受けたものとみなされる場合における 同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規 定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第 八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委 任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登 録とみなす。 |

| | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|------|
| 五十四～百六十（略） | | | | | | 九年法律第八十六号）第九条 （電気通信事業の登録）の電 気通信事業者の登録（更新の 登録を除く。）又は同法第十 三条第一項（変更登録等）の電 気通信事業の登録 （同法第十一条第一項 第二号（電気通信事業の登録 ）の業務区域の増加に係るも のに限る。） | 十五万円 |
| | | | | | | （二） 電気通信事業法第八十五条 の二第一項（登録講習機関の 登録）の登録講習機関の登録 （更新の登録を除く。） | 登録件数 |
| | | | | | | （三） 電気通信事業法第八十六条 第一項（登録認定機関の登録 ）の登録認定機関の登録（更 新の登録を除く。） | 登録件数 |

| | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|------|-------------|
| 五十四～百六十（同上） | | | | | | （新設） | （二） （同上） |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |